

# これだけあれば大丈夫! 遺言書の文例×30

---

遺言書の書き方は、「相続人は誰なのか?」「どのような財産があるのか?」「どのように遺産を分割するのか?」など、一人ひとりを取り巻く環境によって大きく異なってきます。また、遺言書は少しでも書き方を間違えてしまうと、その効力は無効となってしまいます。

遺言書に記載しておきたい内容についての具体的なイメージがあっても、「どのように記載すれば良いのか分からない」といった項目がある場合、まずはこの「遺言書の文例×30」をご覧ください。遺言書作成・相続問題を数多く手掛けてきた弁護士が、あらゆるケースを想定して作成した、30パターンの遺言書の文例が収録されています。

あなたの意思を確実に伝える、たしかな遺言書の作成のためにお役立てください。

---

## 身分関係(認知、後見人等の指名)

### 1 子の認知

遺言者は、大阪市〇〇区〇丁目〇番〇号居住、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生の◎◎◎◎が分娩した昭和△△年△△月△△日生の□□□□を認知する。

この遺言の遺言執行者として弁護士法人みおの弁護士〇〇〇〇を指名する。

### 2 未成年者の後見人の指名

遺言者は、未成年者で長女である昭和△△年△△月△△日生の□□□□の後見人として、大阪市〇〇区〇丁目〇番〇号居住、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生の◎◎◎◎を指定する。

### 3 後見監督人の指名

遺言者は、未成年者で長女である昭和△△年△△月△△日生の□□□□の後見監督人として、弁護士法人みおの弁護士〇〇〇〇を指名する。

## 祭祀関係

### 4 祭祀主宰者の指定

遺言者は、祭祀を主宰するべきものとして、長男である大阪市〇〇区〇丁目〇番〇号居住、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生の◎◎◎◎を指定する。

## 葬儀関係

### 5 葬儀方法の希望(無宗教)

遺言者は、葬儀について次の要領で行われることを希望する。

1. 無宗教でおこなうこと
2. 参列者は、親族のみとして密葬で行うこと
3. 参列者以外には、遺言者の死後100日を経過した後に挨拶状により遺言者死亡の事実を知らせること
4. 葬儀にかかる費用は、長男□□□□(昭和□□年□□月□□日生)の取得する遺産から充てること。
5. 遺骨は散骨すること。

### 6 葬儀方法の希望(特定宗教)

遺言者は、葬儀について次の要領で行われることを希望する。

1. 遺言者の信仰する〇〇宗の儀礼・典礼に従うこと
2. 遺言者が別途選定した名簿記載の方々に、葬儀の日程を通知すること
3. 遺骨は、〇〇宗の設営する納骨堂に納骨すること
4. 葬儀にかかる費用及び永代供養料等は、長男□□□□(昭和□□年□□月□□日生)の取得する遺産から充てるものとする。

### 7 散骨の希望

遺言者は、遺言者の遺骨を生まれ故郷の近くの〇〇沖に散骨されることを希望する。

遺言者は、散骨の方法として、漁船等をチャーターして〇〇沖5km付近で散骨されることを希望する。

散骨にかかる費用は、長男□□□□(昭和□□年□□月□□日生)の取得する遺産から充てるものとする。

## 相続人の地位の剥奪など(廃除、廃除の取消)

### 8 相続人の廃除

遺言者の長男□□□□(昭和□□年□□月□□日生)は、遺言者を常時「馬鹿野郎」、「死んでしまえ」と侮辱を加えるばかりでなく、暴行を加えて遺言者を何度も入院させるなどの虐待を続けるので、遺言者は長男□□□□を排除する旨の意思表示をする。

この遺言の遺言執行者として弁護士法人みおの弁護士〇〇〇〇を指名する。

## 9 相続人の廃除の取消

遺言者の長男□□□□(昭和□□年□□月□□日生)は、遺言者の生前に既に相続人を廃除されているが、改心したようであるので遺言者は廃除を取り消す旨の意思表示をする。  
この遺言の遺言執行者として弁護士法人みおの弁護士○○○○を指名する。

## 胎児がいる場合

### 10 胎児に遺産を残す場合

遺言者は、妻○○○○(昭和○○年○○月○○日生)の胎児に金100万円を相続させる。  
遺言者は、胎児が二人である場合には各50万円ずつ相続させる。  
遺言者は、退治が死産であった場合には、その金100万円を妻○○○○(昭和○○年○○月○○日生)に相続させる。

## 財産関係

相続人に対しては「相続させる」、それ以外の方に対するものは「遺贈させる」としています。

### 11 個別の財産または権利の遺贈(土地)

遺言者は、下記土地を大阪市○○区0丁目0番0号居住、昭和○○年○○月○○日生の○○○○に遺贈する。

記

所在	大阪市○○区0丁目
地番	0番0号
地目	宅地
地籍	1.1平方メートル

### 12 個別の財産または権利の遺贈(預金債権など)

遺言者は、株式会社●●銀行に対して有する預金債権全てを大阪市○○区0丁目0番0号居住、昭和○○年○○月○○日生の○○○○に遺贈する。  
この遺言の債権譲渡通知等の遺言執行をする者として弁護士法人みおの弁護士○○○○を指名する。

### 13 包括的な遺贈(全財産)

遺言者は、その所有する財産全てを大阪市○○区0丁目0番0号居住、昭和○○年○○月○○日生の長男である○○○○に相続させる。

### 14 包括的な遺贈(割合の指定)

遺言者は、その所有する財産全てを次の割合で次の者たちに遺贈する。  
遺言者の元妻である○○○○(昭和○○年○○月○○日生) 4分の3  
元妻○○○○の連れ子である□□□□(昭和○○年○○月○○日生) 4分の1

### 15 条件付遺贈(停止条件)

遺言者は、姪である○○○○(昭和○○年○○月○○日生)が婚姻したときは、金100万円を遺贈する。

### 16 条件付遺贈(解除条件)

遺言者は、甥である○○○○(昭和○○年○○月○○日生)に金100万円を遺贈する。受遺者である甥が工場を廃業した時は前記遺贈は効力を失う。

### 17 始期付遺贈

遺言者は、遺言者の死亡後1年経過した時に、金100万円を姪である○○○○(昭和○○年○○月○○日生)に遺贈する。

### 18 終期付遺贈

遺言者は、遺言者の死亡後5年間だけ、毎年12月31日限り金50万円ずつ合計250万円を甥である○○○○(昭和○○年○○月○○日生)に遺贈する。



## 26 遺産分割の延期

遺言者は、遺言者が死亡してから5年間、遺産全部についてその分割を禁止する。

## 27 信託財産の設定

遺言者は、その所有する下記不動産について下記のとおり信託を設定する。

記

1. 信託不動産の表示 省略
2. 信託の目的 信託不動産の賃料収入を以って受益者の施設入居費、医療費及び生活費の給付を行うこと。
3. 受託者 住所 大阪市北区曾根崎1-1-2大阪三信ビル5階  
氏名 弁護士法人みお。なお、管理会社の選定等は受託者に一任する。
4. 受益者 長男□□□□(昭和□□年□□月□□日生)
5. 信託期間 受益者が死亡するまで。
6. 信託終了の際の権利帰属者 受益者の法定相続人
7. 管理に必要な事項
  - (1) 信託不動産について信託による所有権移転登記及び信託の登記手続をする
  - (2) 保存に必要な修繕は受託者が適当と認める時期、方法、範囲、金額で行う。
  - (3) 受託者は、信託不動産中建物について火災保険を付する。
  - (4) 受託者は、信託不動産を他に賃貸し、既に賃貸している部屋については賃貸人の地位を承継する。
  - (5) 受託者は、信託不動産から生じる法定果実から公租公課、火災保険料、修繕費、清掃費、管理委託費及びそのほか管理に必要な費用並びに信託報酬を控除して毎年5月及び11月の各末日限りにおいて清算し、剰余金を受益者に支払う。
  - (6) 受託者は、信託期間満了により信託が終了した時、信託不動産を権利帰属者である受益者の法定相続人に引き渡し、所有権移転登記手続をすること。
  - (7) 信託報酬は、毎年5月及び11月の各末日時点における収益の5%及び消費税とする。
  - (8) 上記以外の信託の細目は、受託者が法理に従って定める。

## 献 体

### 28 献体

遺言者は、「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」に基づき、〇〇大学医学部に対し献体する。  
遺言者の遺族は、遺言者の意思を尊重し、異議を申し立てないものとする。  
献体に関する遺言執行者を〇〇大学医学部長の指定するものとする。

## 遺言の取消

### 29 以前作成した遺言を取り消す場合

遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで作成した遺言を取り消す。

### 30 以前作成した遺言を変更する場合

遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで作成した遺言(以下、原遺言という)の一部を次のように変更する。変更しない部分は全て原遺言のとおりとする。

「原遺言第2条の『不動産を妻◎◎◎◎(昭和◎◎年◎◎月◎◎日生)に相続させる』を『長男□□□□(昭和□□年□□月□□日生)及び長女△△△△(昭和△△年△△月△△日生)に各2分の1の割合で相続させる』に改める。」